

漁獲量（陸揚量）及び漁業従事者の推移

年次	属人陸揚量(トン)	属地陸揚量(トン)	属地陸揚金額(百万円)	漁業従事者数(人)
平成元	293	107	69	106
2	314	172	140	106
3	220	79	72	103
4	311	139	117	101
5	269	143	131	100
6	242	119	130	97
7	300	133	172	99
8	277	113	128	95
9	1,007	210	163	95
10	913	117	122	94
11	423	122	106	90
12	299	108	112	90
13	300	121	158	85
14	125	121	125	89
15	134	131	138	74
16	81	80	85	74

(資料 茅ヶ崎市海浜課資料)

- ※ 属人陸揚量は、茅ヶ崎市の漁業従事者の漁獲量
- ※ 属地陸揚量は、茅ヶ崎市に陸揚げされた漁獲量
- ※ 漁業従事者は、減少傾向にあるが、世代交代は進んでいる。

2 登録漁船の推移

年次	登録漁船数（隻）	うち遊魚兼業漁船数（隻）
平成10	67	38
11	65	38
12	65	40
13	65	40
14	64	40
15	61	35
16	59	34

（資料 茅ヶ崎市海浜課資料）

※ 遊魚兼業漁船数とは、釣り客等人を乗せてもよい登録漁船

3 海岸保全区域と漁港区域

	海岸保全区域（海岸法）	漁港区域（漁港漁場整備法）
目的	津波、高潮、波浪、その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資するため知事が指定した海岸の区域	漁港漁場整備の総合的かつ計画的な推進、漁港の適正な維持管理及び漁村の振興を行うため、市町村長が関係地方公共団体の意見を聴いて指定した区域
区域指定等	区域の指定：昭和36年6月16日 （神奈川県告示第340号） 海岸管理者：漁港区域と重複する区域は茅ヶ崎市長 その他の区域は県知事	区域の指定：昭和26年10月17日 （農林省告示第369号） 漁港管理者：茅ヶ崎市長
行為の制限	次の掲げる行為をしようとする者は、海岸管理者の許可を受けなければならない。 ①土石（砂を含む。）の採取 ②水面又は公共海岸の土地以外の土地（国有地、市有地、私有地、道路区域）における他の施設等の新設又は改築 ③土地の掘削、盛土、切土等 ※適用除外 ○载荷重が1㎡につき10トン以内の施設又は工作物の新設又は改築 ○地表から深さ1.5m以内の土地の掘削又は切土 ○载荷重が1㎡につき10トン以内の盛土	区域内の公共空地において、工作物の建設又は改良、土砂の採取、土地の掘削又は盛土、土地の一部占用をしようとする者は漁港管理者の許可を受けなければならない。

4 漁港周辺地区の道路整備

- 漁港背後地の生活基盤整備及び国道134号からの交通の循環のため、4.2m～11.0mの道路を整備する。(別紙計画図)
- フィッシュセンター跡地南から東部分については、神奈川県が整備、西部分については、市が整備する。
- サイクリングロードについては、6m道路南側に沿って再整備する。

5 海水浴場客と気象(各年7～8月)との関連

年	海水浴場客(人)	平均気温(度)	晴日数割合(%)	降水量(mm)
平成元	462,483	25.0	50.0	568.5
2	668,000	26.2	51.6	246.5
3	627,174	25.3	51.6	255.5
4	334,069	24.9	67.7	73.0
5	158,661	22.8	32.3	622.5
6	358,776	27.1	74.2	167.5
7	270,595	26.1	69.4	167.0
8	356,470	24.9	61.3	384.5
9	208,300	25.3	66.1	123.0
10	311,800	25.7	51.6	414.0
11	359,450	26.3	72.6	363.0
12	427,300	26.2	71.0	260.0
13	309,100	26.1	61.3	171.6
14	315,530	26.6	66.1	296.5
15	180,020	24.0	43.5	594.5
16	225,380	26.6	67.7	175.5

(資料：茅ヶ崎市統計資料より加工)

※「晴日数割合」は、午後3時の天気によります。